

# 鹿屋体育大学学位細則

〔昭和63年7月7日  
細則第5号〕

改正	平成元年7月19日 細則第2号	平成17年2月3日 細則第1号	平成31年4月19日 細則第12号
	平成6年9月22日 細則第7号	平成19年3月22日 細則第4号	令和元年12月3日 細則第21号
	平成10年12月28日 細則第2号	平成20年4月3日 細則第14号	令和2年3月26日 細則第5号
	平成12年2月1日 細則第1号	平成24年2月23日 細則第1号	令和3年3月26日 細則第6号
	平成12年3月17日 細則第3号	平成24年12月13日 細則第17号	令和3年7月1日 細則第17号
	平成12年7月27日 細則第6号	平成26年6月27日 細則第3号	令和5年3月16日 細則第6号
	平成14年9月26日 細則第2号	平成29年7月26日 細則第10号	令和6年3月21日 細則第4号
	平成16年3月31日 細則第17号	平成30年3月2日 細則第4号	

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第2条）
- 第2章 修士の学位論文（第3条－第14条）
- 第3章 課程博士の学位論文（第15条－第23条）
- 第4章 論文博士の学位論文（第24条－第32条）
- 第5章 雑則（第33条－第35条）
- 附 則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この細則は、鹿屋体育大学学位規則（以下「規則」という。）第22条の規定に基づき、学位の授与に関し必要な事項を定める。

#### （定義）

第2条 この細則において「課程博士」とは、規則6条第2項の規定により授与される博士の学位を、「論文博士」とは、規則第6条第3項の規定により授与される博士の学位をいう。

### 第2章 修士の学位論文

#### （学位論文題目の届出）

第3条 学位論文を提出しようとする者は、学位論文の研究指導を担当する教員（以下「指導教員」という。）の指導を受け、別に定める日までに、学位論文題目届（別紙様式第1号）を学長に提出しなければならない。

2 学位論文題目届を提出後、学位論文の題目を変更する必要があるときは、指導教員の承認

を得て、別に定める日までに、学位論文題目変更届（別紙様式第2号）を学長に提出しなければならない。

（学位論文構想発表会）

第4条 本学大学院修士課程（以下「修士課程」という。）の修了を予定している者は、学位論文構想発表会において、作成を予定している学位論文について発表しなければならない。

2 学位論文構想発表会の実施時期、実施方法等については、別に定める。

（学位論文中間発表会）

第5条 修士課程の修了を予定している者は、公開で行う学位論文中間発表会において、研究内容を発表しなければならない。

2 学位論文中間発表会の実施時期、実施方法等については、別に定める。

（学位論文の提出資格）

第6条 学位論文を提出することができる者は、前条第1項に規定する学位論文中間発表を経た者で、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 修士課程に2年以上在学する者で、所定の単位を修得した者又は学位論文提出日の属する学期末までに修得する見込みが確実な者で、指導教員が提出を認めた者

(2) 修士課程に1年以上在学する者で、大学院体育学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）が鹿屋体育大学学則第51条第1項ただし書に該当すると認めた者

2 前項第2号に規定する者は、早期修了の適用に係る審査を経なければならない。

3 早期修了の適用に係る審査の取扱いについては、別に定める。

（学位論文等の提出方法等）

第7条 学位論文を提出しようとする者は、指導教員の承認を得て、次の各号に掲げる申請書類を学長に提出するものとする。

(1) 学位論文審査願（別紙様式第3号）

(2) 学位論文 1編（正本1部、副本2部）

(3) 学位論文概要 3部（別紙様式第4号）

2 学位論文等の提出期間は、次のとおりとする。

(1) 3月修了予定者 12月20日～1月15日

(2) 9月修了予定者 5月20日～6月10日

3 第1項に加え、共同専攻在学の者は、筑波大学所定の様式も併せて提出するものとする。

（学位論文受理の決定）

第8条 学位論文の受理の可否は、研究科教務委員会において決定するものとする。

（学位論文審査委員会委員）

第9条 規則第9条第2項に規定する学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員は、指導教員が主査となり、副指導教員のうち1名が副査になることができるものとする。

残りの副査は、研究科担当を命じられた教員（当該学位論文の内容に関連する教授、准教授又は講師）の中から選出するものとする。

2 指導教員は、学位論文ごとに審査委員候補者として、学位論文審査委員会委員推薦書（別紙

様式第5号)により学長に推薦するものとする。

- 3 規則第9条第3項の規定により、他の大学院又は研究所等の教員等を加える場合は、当該委員候補者の履歴書(別紙様式第6号)を添付しなければならない。
- 4 審査委員会の委員は、研究科委員会において選出するものとする。

(学位論文の審査及び最終試験)

- 第10条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を別に定める日までに行うものとする。
- 2 審査委員会は、当該学生に対して最終試験の期日及び方法を当該試験日の7日前までに通知しなければならない。
- 3 学位論文の審査基準は、別に定める。
- 4 最終試験は、次条に規定する学位論文発表会をもってあてることができる。
- 5 審査委員会は、必要に応じて再度、学位論文の審査、最終試験(以下、第29条までにおいて「再審査」という。)を実施することができるものとする。

(学位論文発表会)

- 第11条 審査委員会は、学位論文発表会を公開で行わなければならない。
- 2 審査委員会は、前項の学位論文発表会を行うときは、期日及び方法等を当該発表会の7日前までに公示しなければならない。
- 3 審査委員会の委員は、学位論文発表会に出席するものとする。

(研究科委員会への報告)

- 第12条 規則第13条に規定する研究科委員会への報告は、学位論文審査・最終試験結果報告書(別紙様式第7号)により別に定める日までに行うものとする。

(特定課題の研究成果の審査)

- 第13条 鹿屋体育大学学則第51条第1項の規定により特定の課題についての研究の成果(以下「特定課題の研究成果」という。)の審査をもって修士論文の審査に代える場合は、第3条から第11条までの規定を準用する。

(学位論文変更の届出)

- 第14条 第3条第1項に規定する学位論文題目届を提出後、学位論文の審査を修士論文から特定課題の研究成果に、又は特定課題の研究成果から修士論文に変更する必要があるときは、指導教員の承認を得て、別に定める日まで、学位論文変更届(別紙様式第8号)を学長に提出しなければならない。

(学長への報告)

- 第15条 規則第14条第1項に規定する学長への報告は、課程(修士・博士)修了審議結果報告書(別紙様式第9号)により行うものとする。

### 第3章 課程博士の学位論文

(学位論文指導研究会)

- 第16条 本学大学院博士後期課程又は3年制博士課程の修了を予定している者は、公開で行う

学位論文指導研究会において、研究内容を発表しなければならない。

2 学位論文指導研究会の実施時期、実施方法等については、別に定める。

(学位論文の提出資格)

第17条 学位論文を提出することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 博士後期課程又は3年制博士課程に3年以上在学する者で、所定の単位を修得した者又は学位論文提出日の属する学期末までに修得する見込みが確実な者で、指導教員が提出を認めた者

(2) 博士後期課程に1年以上在学する者で、研究科委員会が鹿屋体育大学学則第51条第2項ただし書に該当すると認めた者

2 前項第2号に規定する者は、学位論文の提出に先立ち、早期修了の適用に係る審査を経なければならない。

3 早期修了の適用に係る審査の取扱いについては、別に定める。

(学位論文等の提出方法等)

第18条 学位論文を提出しようとする者は、指導教員の承認を得て、次の各号に掲げる申請書類を、学長に提出するものとする。

(1) 学位論文審査願 (別紙様式第10号)

(2) 学位論文 1編 (正本1部, 副本3部)

(3) 学位論文概要 4部 (別紙様式第4号)

(4) 論文目録 4部 (別紙様式第11号)

(5) 履歴書 1部 (別紙様式第12号)

(6) 許諾書 1部 (別紙様式第18号)

2 前項第6号の許諾書において、全文の公表の一時的な保留を希望した場合、保留事由の消滅後速やかに「博士論文(全文)公表の一時的な保留事由消滅に係る届出書(別紙様式第19号)」を、学長に提出するものとする。

3 学位論文等の提出期間は、次のとおりとする。

(1) 3月修了予定者 12月20日～1月15日

(2) 9月修了予定者 5月20日～6月10日

4 第1項に加え、共同専攻在学の者は、筑波大学所定の様式も併せて提出するものとする。

(学位論文受理の決定)

第19条 学位論文の受理の可否は、研究科教務委員会において決定するものとする。

(審査委員会委員)

第20条 審査委員会の委員は、指導教員が主査となり、副指導教員のうち1名が副査になることができるものとする。残りの副査は、研究科担当を命じられた教員(当該学位論文の内容に関連する教授、准教授又は講師)の中から選出するものとする。

2 指導教員は、学位論文ごとに審査委員候補者として、学位論文審査委員会委員推薦書(別紙様式第5号)により、学長に推薦するものとする。

3 規則第9条第3項の規定により、他の大学院又は研究所等の教員等を加える場合は、当該委員候補者の履歴書(別紙様式第6号)を添付しなければならない。

4 審査委員会の委員は、研究科委員会において選出するものとする。

(学位論文の審査及び最終試験)

- 第21条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を別に定める日までに行うものとする。
- 2 審査委員会は、当該学生に対して最終試験の期日及び方法を当該試験日の7日前までに通知しなければならない。
  - 3 学位論文の審査基準は、別に定める。
  - 4 最終試験は、次条に規定する学位論文発表会をもってあてる。

(学位論文発表会)

- 第22条 審査委員会は、学位論文発表会を公開で行わなければならない。
- 2 審査委員会は、前項の学位論文発表会を行うときは、期日及び方法等を当該発表会の7日前までに公示しなければならない。
  - 3 審査委員会の委員は、学位論文発表会に出席するものとする。

(研究科委員会への報告)

- 第23条 規則第13条に規定する研究科委員会への報告は、学位論文審査・最終試験結果報告書(別紙様式第7号)により別に定める日までに行うものとする。

(学長への報告)

- 第24条 規則第14条第1項に規定する学長への報告は、課程(修士・博士)修了審結果報告書(別紙様式第9号)により行うものとする。

## 第4章 論文博士の学位論文

(学位論文の提出資格)

- 第25条 論文博士の学位論文を提出することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 本学大学院博士後期課程又は3年制博士課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後退学した者
  - (2) 規則第5条第3項に規定する学位(博士(体育学))を希望する者のうち、大学卒業後7年以上又は大学院博士前期課程(修士課程)修了後4年以上の研究歴を有し、かつ、鹿屋体育大学研究生規則第3条第2項に規定する研究生(以下「本学研究生」という。)として1年以上の研究歴を有する者。ただし、本学に常時勤務する教員については、本学研究生としての研究歴は要しない。
  - (3) 規則第5条第3項に規定する学位(博士(体育学))を希望する者のうち、前号に掲げる者と同等以上の研究歴を有し、かつ、本学研究生として1年以上の研究歴を有する者。
- 2 研究歴とは次の各号に掲げるものとする。
- (1) 大学、短期大学及び高等専門学校の職員として研究に従事した期間
  - (2) 大学の研究生として研究に従事した期間
  - (3) 大学院の学生として在学した期間
  - (4) 官公庁、会社等において研究に従事した期間
  - (5) その他、研究科委員会において前各号と同等以上と認める研究に従事した期間

(外国語試験)

第26条 論文博士の学位を受けようとする者は、あらかじめ本学体育学研究科が実施する外国語試験に合格していなければならない。

2 外国語試験は、英語とする。

3 外国語試験の実施に関して必要な事項は、別に定める。

4 論文博士の学位を受けようとする者のうち、次のいずれかに該当する者は外国語試験を免除することができる。

(1) 第25条第1項第1号に規定する者で、退学後3年以内に学位論文の提出を予定している者

(2) 経歴及び研究業績により、英語力があると研究科教務委員会が認める者

(学位論文等の提出方法等)

第27条 学位論文を提出しようとする者は、規則第7条第2項に規定する紹介教員（以下「紹介教員」という。）の推薦を受けて、次の各号に掲げる申請書類に論文審査手数料を添えて、学長に提出するものとする。

(1) 学位論文審査願（別紙様式第13号）

(2) 学位論文（主論文1編、副論文2編）（正本1部、副本3部）

(3) 学位論文概要 4部（別紙様式第4号）

(4) 論文目録 4部（別紙様式第11号）

(5) 履歴書 1部（別紙様式第12号）

(6) 最終学歴の卒業（修了）証明書 1通

(7) 研究業績書（別紙様式第14号） 4部

(8) 紹介状（別紙様式第15号）

(9) 許諾書 1部（別紙様式第18号）

2 前項第9号の許諾書において、全文の公表の一時的な保留を希望した場合、保留事由の消滅後速やかに「博士論文（全文）公表の一時的な保留事由消滅に係る届出書（別紙様式第19号）」を、学長に提出するものとする。

3 学位論文等の提出期間は、次のとおりとする。

(1) 5月20日～6月10日

(2) 12月20日～1月15日

(学位論文受理の決定)

第28条 学位論文の受理の可否は、研究科教務委員会において決定するものとする。

(審査委員会委員)

第29条 審査委員会の委員は、紹介教員が主査になるものとする。

2 紹介教員は、学位論文ごとに審査委員候補者として、研究科担当を命じられた教員（当該学位論文の内容に関連する教授、准教授又は講師）を学位論文審査委員会委員推薦書（別紙様式第5号）により、学長に推薦するものとする。

3 規則第9条第3項の規定により、他の大学院又は研究所等の教員等を加える場合は、当該委員候補者の履歴書（別紙様式第6号）を添付しなければならない。

4 審査委員会の委員は、研究科委員会において選出するものとする。

5 第25条第1項第1号に規定する者で、退学後3年以内に学位論文の提出を予定している者

については、審査委員会委員のうち1名は、その者が本学大学院博士後期課程又は3年制博士課程在学時の指導教員及び副指導教員以外の者から選出するものとする。

(学位論文の審査及び学力の確認)

第30条 審査委員会は、学位論文の審査及び学力の確認を別に定める日までに行うものとする。

- 2 審査委員会は、当該申請者に対して学力の確認の期日及び方法を当該確認日の7日前までに通知しなければならない。
- 3 学位論文の審査基準は、別に定める。
- 4 学力の確認は、次条に規定する学位論文発表会をもってあてることができる。

(学位論文発表会)

第31条 審査委員会は、学位論文発表会を公開で行わなければならない。

- 2 審査委員会は、前項の学位論文発表会を行うときは、期日及び方法等を当該発表会の7日前までに公示しなければならない。
- 3 審査委員会の委員は、学位論文発表会に出席するものとする。

(研究科委員会への報告)

第32条 規則第13条に規定する研究科委員会への報告は、学位論文審査・学力の確認結果報告書(別紙様式第16号)により別に定める日までに行うものとする。

(学長への報告)

第33条 規則第14条第1項に規定する学長への報告は、論文博士の学位授与審議結果報告書(別紙様式第17号)により行うものとする。

## 第5章 雑則

(学位授与の時期)

第34条 学位授与の日付は、次のとおりとする。

- (1) 修士及び課程博士については、修了式の日又は学長決裁日
- (2) 論文博士については、学長決裁日

(期日の変更)

第35条 第7条第2項、第18条第2項及び第27条第3項に規定する期日が土曜日の場合は前日、日曜日の場合は翌日とする。

(雑則)

第36条 この細則に規定するもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

- 1 この細則は、昭和63年7月7日から施行する。
- 2 第2条に定める指導教官は、当分の間教授とする。

3 第2条第1項の定めにかかわらず、昭和63年度入学者については昭和63年7月末日までに提出するのとする。

附 則（平元． 7． 19細則第2号）  
この細則は、平成元年7月19日から施行する。

附 則（平6． 9． 22細則第7号）  
この細則は、平成6年9月22日から施行する。

附 則（平10． 12． 28細則第2号）  
この細則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平12． 2． 1細則第1号）  
この細則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平12． 3． 17細則第3号）  
この細則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平12． 7． 27細則第6号）  
この細則は、平成12年8月1日から施行する。

附 則（平14． 9． 26細則第2号）  
この細則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平16． 3． 31細則第17号）  
この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平17． 2． 3細則第1号）  
この細則は、平成17年2月3日から施行する。

附 則（平19． 3． 22細則第4号）  
この細則は、平成19年4月1日から施行する。

- 附 則（平20． 4． 3細則第14号）
- 1 この細則は、平成20年4月3日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
  - 2 体育学研究科の学年途中における課程修了の取扱いについて（平成元年2月15日学長裁定）は、廃止する。

附 則（平24． 2． 23細則第1号）  
この細則は、平成24年2月23日から施行する。

附 則（平24． 12． 13細則第17号）  
この細則は、平成24年12月13日から施行する。

附 則（平26.6.27細則第3号）  
この細則は、平成26年6月27日から施行する。

附 則（平29.7.26細則第10号）  
この細則は、平成29年7月26日から施行する。

附 則（平30.3.2細則第4号）  
この細則は、平成30年3月2日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平31.4.19細則第12号）  
この細則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令元.12.3細則第21号）  
この細則は、令和元年12月3日から施行する。

- 附 則（令2.3.26細則第5号）
- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
  - 2 3年制博士後期課程大学体育スポーツ高度化共同専攻に在籍する学生については、改正後の第15条から第17条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 附 則（令3.3.26細則第6号）
- 1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。
  - 2 3年制博士課程大学体育スポーツ高度化共同専攻に在籍していた学生の取扱いについては、第24条及び第28条の後期3年の課程のみの博士課程と同様に取り扱うものとする。

附 則（令3.7.1細則第17号）  
この細則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令5.3.16細則第6号）  
この細則は、令和5年3月16日から施行する。ただし、改正後の第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

- 附 則（令6.3.21細則第4号）
- 1 この細則は、令和6年4月1日から施行する。
  - 2 附則（令5.3.16細則第6号）中、「改正後の第4条の規定は、令和5年4月1日から施行」を「改正後の第4条の規定は、令和5年4月1日入学生から施行」に改める。

## 学位論文題目届

令和 年 月 日

鹿屋体育大学長 様

体育学研究科修士課程  
令和 年度入学  
氏 名

〔 修士論文  
特定課題の研究成果 〕

の題目を下記のとおりお届けします。

### 記

題目名	
目的 方法等	
指導教員	
副指導教員	

## 学位論文題目変更届

令和 年 月 日

鹿屋体育大学長 様

体育学研究科修士課程  
令和 年度入学  
氏 名

〔 修士論文  
特定課題の研究成果 〕 の題目を下記のとおり変更しますのでお届けします。

### 記

題 目 名	新	
	旧	
目 的 方 法 等		
指 導 教 員		
副 指 導 教 員		

## 学位論文審査願

令和 年 月 日

鹿屋体育大学長 様

本 籍  
住 所  
所 属 修士課程 学籍番号  
氏 名 (署名)

鹿屋体育大学学位規則第7条第1項及び第15条の規定に基づき、下記のとおり  
関係書類を添えて申請します。

### 記

1. 学位論文 編(正本 部、副本 部)

学位論文概要 部

2. 特定課題の研究成果 編

研究成果概要 部

## 学 位 論 文 概 要

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○ ○ ○ (論文題目)

氏 名

(論文概要)

備考 学位論文概要は、邦文で1,800字～2,000字程度又は英文800語程度で執筆するものとし、記載文字は、ヨコ35文字、タテ35文字とする。

## 学位論文審査委員会委員推薦書

令和 年 月 日

鹿屋体育大学長 様

指導教員  
(論文博士にあつては紹介教員)

学位論文審査申請者の審査委員会の委員を下記のとおり推薦します。

### 記

所 属	申請者氏名	学 位 論 文 題 目	審査委員候補者		備 考
			主 査 副 査 副 査		
			主 査 副 査 副 査		
			主 査 副 査 副 査		
			主 査 副 査 副 査		

備考 他の大学院又は研究所等の教員等を加える場合は備考欄に他機関と記入し、履歴書(別紙様式第6号)を添付すること。



## 学位論文審査・最終試験結果報告書

令和 年 月 日

大学院体育学研究科委員会 様

学位論文審査委員会 主 査  
副 査  
副 査

学位論文の審査及び最終試験の結果を下記のとおり報告します。

記

氏 名	
論文題目	
論文審査 の 要 旨	
最終試験	日 時:令和 年 月 日( ) : ~ :
	方 法: 口述試験・筆記試験
	要 旨:
判 定	合 格 不 合 格

備考 論文審査の要旨及び最終試験の記入欄が不足する場合は、別紙で添付すること。

## 学位論文変更届

令和 年 月 日

鹿屋体育大学長 様

体育学研究科修士課程  
令和 年度入学  
氏 名

下記のとおり変更しますのでお届けします。

1. 修士論文から特定課題の研究成果への変更
2. 特定課題の研究成果から修士論文への変更

題 目 名		
目 的 方 法 等		
指 導 教 員		
副指導教員		

\*該当する事項に○を付けること。

## 課程(修士・博士)修了審議結果報告書

令和 年 月 日

鹿屋体育大学長 様

大学院体育学研究科委員会

課程の修了及び学位授与の可否の審議結果を下記のとおり報告します。

### 記

番号	氏 名	論 文 題 目	学位論文審査委員会		判 定
			主 査	副 査	
					可 否

## 学 位 論 文 審 査 願

令和 年 月 日

鹿屋体育大学長 様

本 籍  
住 所  
所 属  
学籍番号  
氏 名  
課程  
(署名)

鹿屋体育大学学位規則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

### 記

学位論文 編(正本 部、副本 部)  
〔・主論文 編〕  
〔・副論文 編〕

学位論文概要 部

論文目録 部

履 歴 書 部

許 諾 書 部

論 文 目 録

氏 名

博士論文 1編

論文題目

( ※論文題目が外国語の場合、和訳を記載すること)

本人氏名(共著者 )

参考論文

1. 氏 名

題 目

発表誌名 第 卷 第 号 頁～ 頁 年

学会報告

1. 本人氏名、共同発表者氏名

題 目

第 回 学会名

誌 第 卷 第 号 頁～ 頁 年

履 歴 書

(ふりがな) 氏 名 生年月日		性 別
本 籍 (国籍)		
現住所	〒	
学 歴		
職歴(研究歴を含む。)		
上記のとおり相違ありません。		
令和 年 月 日		
氏 名		(署名)

備考 課程博士にあつては、職歴(研究歴を含む。)の記載を要しない。

## 学 位 論 文 審 査 願

令和 年 月 日

鹿屋体育大学長 様

住 所  
所 属  
氏 名

(署名)

鹿屋体育大学学位規則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

### 記

学位論文	編
[ ・主論文	編 ]
[ ・副論文	編 ]
学位論文概要	部
論文目録	部
履 歴 書	部
最終学歴の卒業(修了)証明書	部
研究業績書	部
紹介状	部
許 諾 書	部

## 研究業績書

令和 年 月 日

氏 名

<ol style="list-style-type: none"><li>1. 著者名(掲載順に全著者名を記載)論文名、図書・雑誌名、巻(号)、最初と最後のページ、発表年(西暦)等を全て省略せずに記入すること。以上の各項目が記載されていれば、項目の順序を入れ替えても可とする。</li><li>2. 現在から順に発表年次を過去にさかのぼり、発表年ごとに点線で区切り記入すること。なお、投稿中の学術論文を記入する場合は、掲載が決定しているものに限る(編集者・発行所からの証明書、等を添付すること)。</li><li>3. 本人が「筆頭著者」ではない学術論文における「責任著者」の場合は、その旨を右欄に明記し、証明できる資料(責任著者が掲載されているページ等)を添付すること。</li></ol>	本人が責任著者 (Corresponding Author)の場合は「責任著者」と記入

# 紹 介 状

鹿屋体育大学長 様

紹介者  
鹿屋体育大学大学院体育学研究科  
博士後期課程研究指導担当教員

氏 名 (署名)

下記の者を学位論文(博士論文)提出者として紹介します。

住 所	〒
氏 名	
生年月日等	年 月 日 男・女 電話番号( ) -
職業等	
メールアドレス	
次の□のいずれかにレ印を付して下さい。 <input type="checkbox"/> 本学の博士後期課程在学学生であった。(3年以上) (期間: 年 月 日 ~ 年 月 日) <input type="checkbox"/> 本学の研究生である(あった)。(1年以上) (期間: 年 月 日 ~ 年 月 日) <input type="checkbox"/> 本学の常勤教員である。	
紹介理由:	

## 学位論文審査・学力の確認結果報告書

令和 年 月 日

大学院体育学研究科委員会 様

学位論文審査委員会 主 査  
副 査  
副 査

学位論文の審査及び学力の確認の結果を下記のとおり報告します。

### 記

氏 名	
論文題目	
論文審査 の 要 旨	
学力の確認	日 時:令和 年 月 日( ) : ~ :
	方 法: 口述試験・筆記試験
	要 旨:
判 定	合 格 不 合 格

備考 論文審査の要旨及び学力の確認の記入欄が不足する場合は、別紙で添付すること。

# 論文博士の学位授与審議結果報告書

令和 年 月 日

鹿屋体育大学長 様

研究科委員会

論文博士の学位授与の可否の審議結果を下記のとおり報告します。

記

番号	氏名	論文題目	学位論文審査委員会		判定
			主査	副査	
					可否

## 許諾書

令和 年 月 日

鹿屋体育大学長 様

(フリガナ)

氏名 \_\_\_\_\_ (署名)

学位の区分 課程博士 ・ 論文博士

所属(専攻まで記入) \_\_\_\_\_

学籍番号(課程博士のみ) \_\_\_\_\_

学位取得後の連絡先

住所: 〒 \_\_\_\_\_

電話: \_\_\_\_\_

E-mail: \_\_\_\_\_

私が提出した博士論文について、以下の留意事項を踏まえ、鹿屋体育大学学術情報リポジトリにて公表することを下記のとおり許諾します。

### <留意事項>

1. 博士論文は、全文を公表します。
2. 学長がやむを得ない事由があると認めた場合は、博士論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表します。  
なお、出版刊行や学術ジャーナル等への掲載により公表に制約がかかる場合にあつては、公表が制約される期間を明記した上で、当該期間経過後に博士論文の全文を公表します。
3. 博士論文の全文をインターネットで公表しない場合、又は一定の期間を非公開とする場合であっても、製本をもって本学附属図書館窓口にて閲覧することを認めます。
4. 国立国会図書館で利用されることを認めます。
5. 学術ジャーナルへの掲載又は出版刊行等のため、インターネットでの公表に際し著作権処理が必要になる場合は、適切にします。

記

※ 博士学位授与後に論文全体をインターネット利用により公表することについて、以下の選択肢(【全文の公表が可能】、【全文の公表の一時的な保留を希望】、【要約の公表を希望(全文の公表ができない場合)】)のいずれかの□にレ点チェックの上、博士学位授与申請に併せて提出してください。

裏面につづく

**□【全文の公表が可能】**

提出した博士論文(全文)について、公表することに問題はありません。

上記留意事項の「やむを得ない事由」に該当しないことを確認しました。

**□【全文の公表の一時的な保留を希望】 ※ 保留期間中は要約を公表**

提出した博士論文(全文)について、下記事由のため、インターネット公表の一時的な保留を希望し、保留期間中は要約を公表します。なお、下記事由の消滅等に伴う所定の届出書(別紙様式第19号)については、自動的に公表となる場合を除き必ず提出いたします。

項目	事由	様式：別紙様式19の提出時期
□図書出版	□出版済み。出版社の著作権ポリシーを確認した結果、(令和 年 月 日まで)公表することができない。	提出不要・自動的に公表
	□出版予定(令和 年 月 月予定)で、出版社の著作権ポリシーを確認した結果、(出版後・令和 年 月 日まで)公表することができない。	公表可能日(直後)
	□出版予定(令和 年 月 月予定)で、出版社の著作権ポリシーを確認することができない。	出版予定日又は出版日(直後)
□学術ジャーナル等への掲載	□掲載済み。出版社等の著作権ポリシーを確認した結果、(令和 年 月 日まで)公表することができない。	提出不要・自動的に公表
	□掲載予定(令和 年 月 月予定)で、出版社等の著作権ポリシーを確認した結果、(掲載後・令和 年 月 日まで)公表することができない。	公表可能日(直後)
	□掲載予定(令和 年 月 月予定)で、出版社等の著作権ポリシーを確認することができない。	掲載予定日又は掲載日(直後)
□特許・実用新案出願	□特許出願予定又は審査中(出願公開前) 出願(予定)：令和 年 月	出願公開日(直後)
	□実用新案出願予定又は審査中 出願(予定)：令和 年 月	登録日(直後)
□その他	(具体的な事由を記載)	事由の消滅日

**□【要約の公表を希望(全文の公表ができない場合)】**

提出した博士論文(全文)について、下記事由のため、インターネット公表はできませんので、要約での公表を希望します。

(具体的な事由を記載してください)

- (記入例)
- ・ 図書出版や学術ジャーナル等への掲載において、出版社等の著作権ポリシーを確認した結果、全文での公表ができない。(出版社等の著作権ポリシーを明記した書類の添付が必要)
  - ・ 博士論文が立体形状による表現等を含むためインターネットでの公表ができない。
  - ・ 秘匿すべき情報を含む又は公表することで重大な支障をきたす恐れがあるため。

## 博士論文(全文)公表の一時的な保留事由消滅に係る届出書

令和 年 月 日

鹿屋体育大学長 様

(フリガナ)

氏名 \_\_\_\_\_ (署名)

学位の区分 課程博士・論文博士

所属(専攻まで記入) \_\_\_\_\_

学籍番号(課程博士のみ) \_\_\_\_\_

学位取得後の連絡先

住所: 〒 \_\_\_\_\_

電話: \_\_\_\_\_

E-mail: \_\_\_\_\_

私が提出した博士論文(全文)について、インターネット公表の保留事項については、以下のとおりとなりましたので、届け出します。

※ 以下の□にチェック及び必要箇所に記入してください。

**□【図書出版、学術ジャーナル等掲載】**

項 目	報告内容	出版社等の著作権ポリシーの確認結果
□図書出版	□出版しなかった	(全文の公表となります)
	□出版済み	□公表が可であることを確認 □公表が不可であることを確認(※)
□学術ジャーナル等への掲載	□投稿しなかった □掲載されなかった	(全文の公表となります)
	□掲載済み	□公表が可であることを確認 □公表が不可であることを確認(※)

(※)「公表が不可であることを確認」の場合、根拠となる書類を添付してください。

**□【特許・実用新案出願】**

報告内容	インターネット公表方法について
□特許を出願しなかった □出願公開済み(令和 年 月)	(全文の公表となります)
□実用新案を出願しなかった □審査結果確定済み(令和 年 月)	

**□【その他の事由の消滅】**

報告内容	インターネット公表方法について
(具体的な事由を記載してください)	(全文の公表となります)